2024年度 決算公告

アクサ生命保険株式会社 代表取締役社長兼CEO 安渕 聖司

2024年度 (2025年3月31日現在) **貸借対照表**

			位:百万円)
科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 及 び 預 貯 金	111, 793	保険契約準備金	6,742,065
預 貯 金	111,793	支 払 備 金	47,729
有 価 証 券	7, 910, 459	責 任 準 備 金	6,685,854
国 債	2,868,904	契 約 者 配 当 準 備 金	8,482
地 方 債	1,432	代 理 店 借	6,460
社 債	65,876	再 保 険 借	216, 616
株 式	44, 153	その他負債	1,337,602
外 国 証 券	3,866,563	売 現 先 勘 定	706, 120
その他の証券	1,063,529	債券貸借取引受入担保金	200, 197
貸付金	106, 092	未 払 金	25, 878
保険約款貸付	74, 736	未 払 費 用	19,033
一般貸付	31,356	前 受 収 益	520
有 形 固 定 資 産	1,808	預 り 金	333,769
土 地	74	預 り 保 証 金	59
建物	1,273	金融派生商品	45,086
リース 資産	53	リース債務	60
その他の有形固定資 産	405	資 産 除 去 債 務	2,205
無形固定資産	26, 963	仮 受 金	4,672
ソフトウェア	15,908	退職給付引当金	36, 639
の れ ん	10,851	役員退職慰労引当金	362
その他の無形固定資産	202	特別法上の準備金	61, 793
代 理 店 貸	76	価格変動準備金	61,793
再 保 険 貸	389, 531	負 債 の 部 合 計	8,401,540
その他資産	106, 141	(純資産の部)	
未 収 金	57,562	資 本 金	85,000
前 払 費 用	11, 198	資本剰余金	7, 635
未 収 収 益	8, 209	資 本 準 備 金	3, 735
預 託 金	2,799	その他資本剰余金	3,900
金融派生商品	15,662	利益剰余金	164, 555
金融商品等差入担保金	9,367	利 益 準 備 金	55, 918
仮 払 金	1,326	その他利益剰余金	108,637
その他の資産	15	繰越利益剰余金	108,637
繰延税金資産	47, 181	株主資本合計	257, 191
貸 倒 引 当 金	△404	その他有価証券評価差額金	39, 844
		繰延ヘッジ損益	1,066
		評価・換算差額等合計	40,910
		純資産の部合計	298, 101
資産の部合計	8, 699, 642	負債及び純資産の部合計	8, 699, 642
(注) 和數人類以 五丁田土港。	- CT 1) Mタイキー		-,,

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券及び「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については、3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法)によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (追加情報)

当期において満期保有目的の債券の一部を売却いたしました。売却した満期保有目的の債券は、国債(売却原価24,000百万円、売却額24,027百万円、売却益27百万円)であります。当該国債は満期日に極めて近いことから買入償還のために売却したものです。

- 2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
- 3. 有形固定資産の減価償却の方法は次の方法によっております。
 - ・有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(2016年3月31日以前に取得した附属設備、 構築物を除く)については定額法)を採用しております。

・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 4. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
- 5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。) に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という。) に対する債権については、債権額から担保等の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。) に対する債権については、債権額から担保等の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。 オズエの債権は、資産の自己本定其準に其づき関連知業が一次資産本定を実施し、当該知案のた知

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき関連部署が一次資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を二次査定しています。また、二次査定結果については、監査部署による監査が行われており、それらの結果に基づいて上記の引当を行っております。

6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付見込額を計上 しております。

退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法

給付算定式基準

数理計算上の差異の処理年数

主に6年

過去勤務費用の処理年数

主に6年

- 7. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業 年度末において発生したと認められる額を計上しております。
- 8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

9. 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)に 従い、一部の株式及び一部の外貨建資産に対する価格変動リスク、一部の外貨建資産に対する為替 変動リスクのヘッジとして、時価ヘッジを行っております。その他、一部の国債に対する金利変動 リスクのヘッジとして、時価ヘッジ及び債券先渡による緩延ヘッジを行っております。

保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第26号 2022年3月17日)に基づき金利スワップ取引を利用した繰延ヘッジ処理を行っております。

②ヘッジ手段

為替予約・エクイティスワップ・株価指数先物取引・金利スワップ・債券先渡取引

③ヘッジ対象

国債・国内株式・外貨建外国証券・保険負債

④ヘッジ方針

保有する有価証券の資産価値減少のリスクを回避するため、一部株式についてエクイティスワップを、一部外貨建外国証券について為替予約及び株価指数先物取引を、一部国債について金利スワップ及び債券先渡取引を利用しております。保険契約に係る金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

⑤ヘッジの有効性評価方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。ただし、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第26号 2022年3月17日)に基づき行っている金利スワップ取引を利用した繰延ヘッジ処理については、ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえヘッジ指定を行うことから、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

- 10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外 消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、 繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
- 11. 支払備金については、保険契約に基づいて支払義務が発生した、または発生したと認められる保険金、返戻金及びその他の給付金のうち、まだ支払っていない金額を保険業法第117条の規定に基づき、支払備金として積み立てております。また、保険契約が再保険に付されている場合は、再保険が付された部分に相当する支払備金は、保険業法施行規則第71条第1項に基づき、原則として積み立てておりません。

既発生未報告支払備金(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。)については、保険業法第117条及び施行規則第73条第1項第2号の規定に基づき、1998年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」という。)により算出した金額を積み立てております。

なお、既発生未報告支払備金については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または 自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下「みなし入院」という。)等に入院給付金等を 支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、IBNR告示第1条第1項本則に基づく計 算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定 に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

(計算方法の概要)

IBNR告示第1条第1項本則に掲げる既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、 みなし入院による影響を除外したうえで、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出して おります。

12. 責任準備金については、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険 契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及 び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、責 任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

- ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(1996年大蔵省告示第48号)
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎 決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しておりま す。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

また、保険契約が再保険に付されている場合は、再保険が付された部分に相当する責任準備金は、 保険業法施行規則第71条第1項に基づき、原則として積み立てておりません。

- 13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間 (5年) に基づく定額法により行っております。
- 14. のれんは、定額法により20年間で均等償却しております。
- 15. アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。
- 16. 重要な会計上の見積りに関する事項は以下のとおりです。 レベル3に区分される流動性の低いその他有価証券の時価
 - (1)当事業年度の貸借対照表に計上した額70.490百万円
 - (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ①算出方法

レベル3に区分される流動性の低いその他有価証券は主に外貨建債券で構成されており、当該 債券は、主としてブローカー等の第三者から提示された価格を時価としております。第三者か ら提示された価格は、主として将来キャッシュ・フローの割引現在価値により評価されており ます。

②主要な仮定

当該債券の時価評価に重要な影響を及ぼす仮定には、信用スプレッドが含まれております。当 該債券について、取引市場において観察可能な信用スプレッドを取得することは通常困難であ ることから、時価評価に使用する信用スプレッドについて、類似銘柄の価格からの推計等の一 定の仮定を設定の上、評価額が見積もられております。

③翌事業年度に及ぼす影響

経営者は、当該有価証券の時価評価は合理的であると判断しておりますが、予測不能な前提条件の変化などにより有価証券の評価に関する見積りが変化した場合には、認識される時価評価額が変動する可能性があります。

17. 会計方針の変更に関する事項は以下のとおりです。

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(評価・換算差額等に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対 応報告第46号 2024年3月22日)を当事業年度の期首から適用しております。なお、当計算書類 においてはグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しておりません。

- 18. 未適用の会計基準等に関する事項は以下のとおりです。
 - ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日) はか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正 国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱い を定めるものであり、2028年3月期の期首より適用予定であります。なお、計算書類に与える 影響は評価中であります。
- 19. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は以下のとおりです。
 - (1) 金融商品に対する取組方針
 - 一般勘定の資産運用は、生命保険会社の資産の性格(将来の保険金支払等に備える準備金に対応)に基づき、安全性・収益性・流動性・公共性に十分配慮しながら、中長期的に安定した収益の確保を目指すことを運用の基本方針としております。

また、生命保険会社の負債特性(超長期の金利リスクなど)を考慮し、ALMの観点から主として 債券への投資を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する一般勘定の金融資産は、有価証券では、主に公社債、外国証券(公社債等に投資している円貨建外国投資信託、外貨建公社債、オルタナティブ等)、株式に投資しており、「満期保有目的」、「責任準備金対応債券」及び「その他目的」区分で保有しております。貸付金は、保険約款貸付を除く一般貸付の多くはグループ向けとなっており、同一人規制の範囲内で融資を行っております。それぞれ発行体の信用リスク、金利変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。有価証券・貸付金には流動性リスクが存在しますが、資産・負債の統合管理を行う中で、資金調達に係る流動性リスクも含め、総括的に管理しております。

またALMに基づく中長期的経営の健全性の観点から保有資産の安定的かつ効率的な運用を目指し、市場リスクのヘッジを主たる目的として金融派生商品(デリバティブ)取引を利用しております。取組みにあたり、金融派生商品(デリバティブ)の利用目的、各種リスクを厳格に管理し運営することを基本方針としております。

当社の行う金融派生商品(デリバティブ)取引には、主にALMの一環として保有する債券の価格変動を相殺する目的及び保険負債にかかわる金利変動リスクをヘッジする目的で行う金利スワップ取引等があり、ヘッジ会計を適用しております。また、株式の価格変動リスクをヘッジするためエクイティスワップ取引等を行っており、一部ヘッジ会計を適用しております。外国証券のうち外貨建証券には為替変動リスクがあるため、投資時に為替予約取引等を行うことにより当該リスクを回避し、一部ヘッジ会計を適用しております。

金融派生商品(デリバティブ)取引は、市場リスク及び信用リスクを内包しております。市場リスクとは市場金利の変動、為替相場の変動、有価証券の価格の変動等によって発生する損失に係るリスクであり、信用リスクとは、取引相手先の契約不履行に係るリスクとなります。このうち信用リスクに関しては、金融派生商品(デリバティブ)取引の契約先を中央清算機関(CCP)または国際的に優良な銀行、証券会社に分散し、かつISDAマスター契約に付属するクレジット・フォーム(クレジット・サポート・アネックス(CSA))による担保付取引を利用することにより相手方の契約不履行によるリスクを軽減しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

一般勘定の金融資産に係るリスク管理体制は次のとおりです。リスク管理部門と運用部門を分離して相互牽制が十分に機能する体制とし、リスク管理状況については四半期ごとにインベストメント&アセットライアビリティマネジメント・コミッティ及びリスク&テクニカル・コミッティに報告して経営陣による管理状況の確認及び管理方針の協議を行っております。このほか、リスク管理体制及び管理状況について監査部門がチェックすることとしております。

①信用リスクの管理

当社のファイナンシャルリスク管理規則及び審査・与信管理内規に従い、有価証券及び貸付金の一部について、個別案件ごとの与信審査、同一取引先に対する格付に応じた与信枠の設定・ 管理、問題債権への対応などを行っております。

金融派生商品(デリバティブ)取引のカウンターパーティリスクに関しては、担保も勘案した取引の時価(再構築コスト)と再構築コストの潜在的リスク(ポテンシャル・エクスポージャー)を対象にカウンターパーティごとに与信枠を設定して管理を行っております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当社のファイナンシャルリスク管理規則及び内規に従い、所定の金利ストレスシナリオ下でも企業価値や会計上の諸指標等が所定の水準を上回るよう、金融資産と保険負債のネットの金利感応度に上限値を設定し、リスク管理部門が月次でモニタリングを行っております。

(ii) 為替リスクの管理

為替リスクは原則として金融派生商品(デリバティブ)取引等によりヘッジすることとしております。

(iii)価格変動リスクの管理

当社のファイナンシャルリスク管理規則及び内規に従い、所定のストレスシナリオ下でも 企業価値や会計上の諸指標等が所定の水準を満たすよう、有価証券のうちオルタナティブ 資産や社債等への投資比率に上限値を設定し、リスク管理部門が月次でモニタリングを行っております。

③流動性リスクの管理

当社のファイナンシャルリスク管理規則及び内規に従い、所定のリスクシナリオ下でも資金繰りを確保できるよう、一般勘定で想定される最大のキャッシュアウトフローをまかなえるだけの流動性資産を保持することとしております。また、当社の流動性資金関連内規に従い、保険契約の解約返戻金流出状況等に応じた資金繰りが資金繰り管理部門によりなされていることを、リスク管理部門が検証する体制としております。これらの管理に加え、当社の流動性資金関連内規に従い、資金繰りに関する不測の事態への対応として金融機関等と資金調達のための契約を締結し、定期的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項

主な金融資産及び金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券(*2)	7, 576, 726	7,066,931	△509,795
① 売買目的有価証券	1,892,045	1,892,045	_
② 満期保有目的の債券	1,967,825	1,574,345	△393 , 480
③ 責任準備金対応債券	658, 356	542,041	△116,315
④ その他有価証券(*5)	3, 058, 498	3,058,498	_
(2) 貸付金	105, 942	107,502	1,560
① 保険約款貸付(*6)	74,736	74,728	_
② 一般貸付(*6)	31,356	32,773	1,560
貸倒引当金(*7)	△150	_	_
(3) デリバティブ取引	15,662	15,662	_
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,782	3,782	_
ヘッジ会計が適用されているもの	11,879	11,879	_
資産計	7,698,331	7, 190, 096	△508, 235
(1) デリバティブ取引	45,086	45,086	_
ヘッジ会計が適用されていないもの	5, 114	5,114	_
ヘッジ会計が適用されているもの	39,972	39,972	_
負債計	45,086	45,086	_

- (*1) 現金及び預貯金、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金、金融商品等差入担保金に関しまして は、短期間で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記 を省略しております。
- (*2) 非上場株式等の市場価格のない株式等については、有価証券に含めておりません。 当該非上場株式等の当期末における貸借対照表価額は次のとおりです。

区分	2025年3月31日
非上場株式(*3)	471
特定目的会社出資金等(*3)	108
組合出資金等(*4)	333, 151

- (*3) 非上場株式及び特定目的会社出資金等は「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。
- (*4) 組合出資金等については、時価算定会計基準適用指針第24-16項に従い、時価開示の対象とは しておりません。
- (*5) 投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額 を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。
- (*6) 差額欄は、貸倒引当金を控除した貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。
- (*7) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。
- (*8) 当事業年度より、計算書類の明瞭性を高めるため、組合出資金等に含めていた特定目的会社出 資金等を別掲しております。

(5)主な金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3つのレベルに分類しております。

なお、非上場株式及び特定目的会社出資金等、組合出資金等は、次表には含めておりません。 レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定 した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分			時価			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計	
有価語	有価証券		824, 235	3, 191, 663	70,490	4,086,390
	売買	目的有価証券	_	1,892,045	_	1,892,045
		外国証券	_	1,350,138	_	1,350,138
		外国株式等	_	1,350,138	_	1,350,138
		その他の証券	_	541,907	_	541,907
	その	他有価証券	824, 235	1,299,618	70,490	2, 194, 344
		公社債	769, 128	27, 203		796,331
		国債	769, 128			769, 128
		地方債	_	1,432	_	1,432
		社債	_	25,770	_	25,770
		株式	43,681			43,681
		外国証券	11,425	1,040,818	70,490	1,122,734
		外国公社債	11,425	6,988	70,490	88,904
		外国株式等	_	1,033,829		1,033,829
		その他の証券	_	231,596		231,596
デリ	バティ	ブ取引 (*1)	_	△29, 424		△29, 424
	通貨		_	△9,621	_	△9,621
	金利	関連		△25, 023	_	△25, 023
	株式	関連		5,863	_	5,863
	債券	 関連	_	△642	_	△642

^(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務 となる項目については、△で示しております。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

		17 八			時	価	
区分			レベルl	レベル2	レベル3	合計	
貸付金				_	_	107,502	107,502
	保険	食約款貸	付	_	_	74,728	74,728
	一般	设貸付		_	_	32,773	32,773
有価証券				1,785,120	30,040	301, 225	2,116,386
	満其	月保有日	的の債券	1,337,232	13,870	223, 243	1,574,345
		公社任	責	1,293,294	13,870	_	1,307,164
			国債	1,293,294	_	_	1,293,294
			社債	_	13,870		13,870
		外国語	正券	43,937	_	223, 243	267, 180
			外国公社債	43,937	_	223, 243	267,180
	責任	£準備金	対応債券	447,888	16,170	77,982	542,041
		公社任	責	342, 488	16,170		358,658
			国債	342, 488	_		342,488
			社債	_	16, 170		16,170
		外国語	正券	105, 400		77, 982	183, 382
			外国公社債	105, 400		77, 982	183,382
資産計				1,785,120	30,040	408,727	2, 223, 889

③ 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

ア. 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時 価に分類しております。主に国債、上場株式がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に社債、地方債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、取引証券会社等第三者から入手した価格を用いております。 当該価格は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて算定され、評価にあたっては観察可能なインプット(金利、為替レート等)を最大限利用している場合にはレベル2の時価に分類しており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に分類しております。

また、相場価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2に分類しております。

イ. 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付のうち、固定金利貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値 へ割り引いた価格によっております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重 要な場合はレベル3の時価に分類しております。

ウ. デリバティブ取引

デリバティブ取引については、すべて店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、 取引証券会社等第三者から入手した価格等を用いております。

当該価格は、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法等の評価技法を利用して算定され、評価にあたっては観察可能なインプット(金利、為替レート等)を最大限利用しており、レベル2の時価に分類しております。

④ 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報 ア. 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当社において、レベル3の時価に分類される金融資産及び金融負債は、全て第三者から入手した価格を調整せずに使用しているものであるため、本注記は省略しております。

イ. 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

		有価		
		その他有価証券		∧ = I.
		公社債	外国証券	合計
		社債	外国公社債	
期首	残高	_	109,684	109,684
	当期の損益又は評価・換算差額等	_	△3,616	△3,616
	損益に計上(*1)	_	△10,662	△10,662
	評価・換算差額等に計上(*2)	_	7,045	7,045
	購入、売却、発行及び決済の純額	_	△35,577	△35, 577
	レベル3の時価への振替	_		
	レベル3の時価からの振替	_	_	_
期末	残高	_	70,490	70,490
	の損益に計上した額のうち貸借対照表日にお 保有する金融資産及び金融負債の評価損益	_	△10,662	△10,662

- (*1) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。 当該損益は主に、為替変動リスクについて時価ヘッジを適用した外国証券に係るヘッジ損益で あり、ヘッジ手段の評価損益の増減と相殺されるものであります。
- (*2) 株主資本等変動計算書の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

ウ. 時価の評価プロセスの説明

当社は経理部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。当社において、時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価のものは、全て第三者から入手した価格を利用しております。第三者から入手した価格を利用するにあたっては、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

エ. 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明 当社において、レベル3の時価に分類される金融資産及び金融負債は、全て第三者から入手し た価格を調整せずに使用しているものであるため、本注記は省略しております。 ⑤ 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信 託

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなす投資 信託については、主な金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の開示を行っており ません。

当該投資信託の貸借対照表計上額は864,154百万円です。

ア. 期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

			当事業年度
期首	養	í	641,915
	当期の損益又は評価・換算差額等		36,098
		損益に計上(*1)	△18,019
		評価・換算差額等に計上(*2)	54, 117
	購力	、売却、償還の純額	186, 140
	投資	資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	_
	投資	資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	_
期末	:残高	í	864, 154
	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有す る投資信託の評価損益		△18,019

- (*1) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。 当該損益は主に、為替変動リスクについて時価ヘッジを適用した外国証券に係るヘッジ損益で あり、ヘッジ手段の評価損益の増減と相殺されるものであります。
- (*2) 株主資本等変動計算書の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
- イ. アの投資信託のうち、投資信託財産が金融商品である投資信託の時価の算定日における解約等 に関する制限の内容ごとの内訳は以下のとおりであります。

解約制限の内容	貸借対照表計上額
解約が契約上認められていないもの等	581,861
解約にあたり1か月超の期間を有するもの	268, 032

- 20. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、273.234百万円であります。
- 21. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件 緩和債権の額は、3百万円であります。なお、それぞれの内訳は次のとおりであります。

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は3百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額はありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始 の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり ます。

債権のうち、危険債権額はありません。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化 し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債 権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上 延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものでありま す。

債権のうち、貸付条件緩和債権額はありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、 利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 22. 有形固定資産の減価償却累計額は5,606百万円であります。
- 23. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は1,933,975百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
- 24. 関係会社に対する金銭債権の総額は100.573百万円、金銭債務の総額は298百万円であります。
- 25. 繰延税金資産の総額は62,552百万円、繰延税金負債の総額は14,217百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は1,153百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金17,876百万円、危険準備金12,341百万円、退職給付引当金10,569百万円、IBNR備金5,120百万円、有価証券の減損4,205百万円、未払費用3,863百万円、減価償却超過額2,540百万円、代理店借1,808百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金13,401百万円、繰延ヘッジ利益433百万円であります。当年度における法定実効税率は28.00%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、のれん償却1.23%、交際費等永久に損金に算入されない項目0.39%、税率変更による期末繰延税金資産の増減△1.54%、税務上の繰越欠損金の利用△0.55%によるものであります。

「所得税法等の一部を改正する法律(2025年法律第13号)」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率が28.00%から28.93%に変更しております。この税率変更により、当年度末における繰延税金資産および繰延税金負債は、それぞれ1,529百万円の増加及び425百万円の増加となりました。また、法人税等調整額は1,517百万円、その他有価証券評価差額金は399百万円、繰延ヘッジ損益は13百万円それぞれ減少しております。

- 26. 当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。
- 27. 貸借対照表に計上したリース資産の他、リース契約により使用している有形固定資産として自動車等があります。

28. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

当期首現在高8,222百万円当期契約者配当金支払額5,182百万円利息による増加等6百万円契約者配当準備金繰入額5,436百万円当期末現在高8,482百万円

- 29. 関係会社への投資金額は、274,843百万円であります。
- 30. 担保に供されている資産の額は、有価証券1,052,511百万円であります。また、担保付き債務の額は売現先勘定706,120百万円、消費貸借契約により借り入れている有価証券79,057百万円であります。このほか、デリバティブ等の取引の担保として差し入れている資産は有価証券97,090百万円であります。
- 31. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は359百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は264,244百万円であります。
- 32. 1株当たり純資産額は、38,091円35銭であります。
- 33. 1996年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当年度の残 高は174,765百万円であります。
- 34. 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、資産・負債の金利リスク管理を目的として、利率変動型定額部分付変額終身保険(通貨選択型)、個人年金保険の一部および、これより転換される特定状態保障一時払終身保険を小区分として設定しております。各小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中でマッチングさせる運用方針をとっております。

責任準備金対応債券の当年度末における貸借対照表計上額は658,356百万円、時価は542,041百万円 であります。

- 35. 売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は、79,057百万円であります。
- 36. 責任準備金は、修正共同保険式再保険に付した部分に相当する責任準備金535,568百万円を含んでおります。

- 37. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

なお、一部の制度については、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

- (2) 確定給付制度(簡便法を適用した制度を含む)
 - ① 退職給付債務の当期首残高と当期末残高の調整表

á期首における退職給付債務	37,006 百万円
勤務費用	2,027 百万円
利息費用	430 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△1,848 百万円
退職給付の支払額	△3,780 百万円
転籍に伴う増減額(注)	△2 百万円
á期末における退職給付債務	33,833 百万円

(注) アクサ損害保険株式会社との間の転籍者に伴う増減額であります。

② 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	116 百万円
年金資産	一 百万円
	116 百万円
非積立型制度の退職給付債務	33,716 百万円
未認識数理計算上の差異	2,658 百万円
未認識過去勤務費用	148 百万円
退職給付引当金	36,639 百万円

③ 退職給付に関連する損益

- 1991 H 13 1 - 1997		
勤務費用	2,027	百万円
利息費用	430	百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理	額 △163	百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△49	百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	2,244	百万円

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出制度への要拠出額は、1,059百万円であります。

38. 共通支配下の取引

当社の親会社であるアクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社は、2023年7月27日開催のエグゼクティブ・コミッティにおいて、100%子会社である当社と同じく100%子会社であるアクサダイレクト生命保険株式会社(以下、「アクサダイレクト生命」)の合併を2024年4月1日付で実施することを決議し、両社の取締役会及び株主総会の決議並びに監督官庁からの認可を経て、2024年4月1日に当社はアクサダイレクト生命を吸収合併しました。

1. 取引の概要

- (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容 結合当事企業の名称:アクサ生命保険株式会社、アクサダイレクト生命保険株式会社 事業の内容:顧客との対面販売を主とする生命保険事業
- (2) 企業結合日 2024年4月1日
- (3) 企業結合の法的形式 当社を吸収合併存続会社、アクサダイレクト生命を吸収合併消滅会社とする吸収合併
- (4) 結合後企業の名称 アクサ生命保険株式会社
- (5) その他取引の概要に関する事項 合併の目的
 - ・ガバナンスのシンプル化、収益性の向上及び財務基盤の更なる強化
 - ・両社が有するノウハウの活用を通じた、より良い商品やサービス、アドバイスの提供によるお客さまの体験価値の向上

なお、合併に際して、両社のご契約者のご契約条件、付帯サービス内容等に変更はなく、 各種お手続きやお問い合わせなどのサービスは継続してご利用いただけます。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

39. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2024年度 (2024年4月1日から) 損益計算書

科目	金	額
経 常 収 益	312	1, 307, 083
保険料等収入	1, 069, 945	1, 551, 555
保険料	921, 124	
再 保 険 収 入	148, 820	
資 産 運 用 収 益	233, 859	
利息及び配当金等収入	141, 259	
預 貯 金 利 息	51	
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	136, 553	
貸 付 金 利 息	3,598	
不 動 産 賃 貸 料	546	
その他利息配当金	509	
	17, 486	
有 価 証 券 償 還 益	1,774	
<u> </u>	11,512	
特別勘定資産運用益	61,827	
特別勘定資産運用益	3, 277	
年 金 特 約 取 扱 受 入 金	1,086	
年金特約取扱受入金金保険金据置受入入金金限齢給付引当金要収 退職給付引当金要収 の 48 対 4 対 4 対 4 対 4 対 4 対 4 対 4 対 4 対 4	18	
退職給付引当金戻入額	1,672	
	500	
経 常 費 用		1, 203, 993
保 険 金 等 支 払 金	620, 932	
保険金	69, 367	
保 金 年 台 給 付 解 約 返 戻	79, 399	
給 付 金	100, 847	
解 約 返 戻 金 の 他 返 戻 金	249, 072	
その他返戻金	4, 250	
再 保 険 料	117, 993	
責任準備金等繰入額 支 払 備 金 繰 入 額	278, 655	
	1, 271 277, 376	
責任準備金繰入額 契約者配当金積立利息繰入額	6	
安利有配 3 並 慎 立 利 总 禄 入 額 資 産 運 用 費 用	89, 393	
支 払 利 息	2,403	
支 払 利 息 有 価 証 券 売 却 損	16, 330	
有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損 有 価 証 券 償 還 損	3, 698	
有価証券償還損	135	
金融派生商品費用	59, 594	
貸倒引当金繰入額	6	
賃貸用不動産等減価償却費	37	
その他運用費用	7, 186	
事業費	193, 003	
その他経常費用	22,009	
保 険 金 据 置 支 払 金	3	
一 税 金	16,592	
減 価 償 却 費	5, 297	
その他の経常費用	116	
経常 利益		103, 089

	科目		金	額
特	別 利 益			4, 863
	固定資産等処分	益	4, 863	
特	別 損 失 固 定 資 産 等 処 分			3,829
	固 定 資 産 等 処 分	損	85	
	価格変動準備金繰入	額	3, 743	
契	約 者 配 当 準 備 金 繰 入 引 前 当 期 純 利	額		5, 436
税	引 前 当 期 純 利	益		98, 687
法	人税及び住民	税		29, 037
契税法法法	引 前 当 期 純 利 人 税 及 び 住 民 人 税 等 調 整	額		△1,887
法	人 税 等 合	計		27, 149
当	期 純 利	益		71,537

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書に関する注記

1. 保険料等収入については、初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。また、2回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しております。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

再保険収入は、再保険契約に基づき受領する保険金及び配当金等を計上しております。なお、修正 共同保険式再保険に係る出再保険事業費受入及び再保険会社からの出再保険責任準備金調整額等を 再保険収入に計上しております。

2. 保険金等支払金については、保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が 発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上してお ります。

再保険料は、再保険契約に基づいて支払われる保険料等を計上しております。なお、修正共同保険 式再保険に係る再保険会社への出再保険責任準備金移転額及び再保険会社からの出再保険責任準備 金調整額等を再保険料に計上しております。

- 3. 関係会社との取引による収益の総額は3,096百万円、費用の総額は695百万円であります。
- 4. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券222百万円、株式3,535百万円、外国証券13,674百万円、その他53百万円であります。
- 5. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券172百万円、株式58百万円、外国証券13,586百万円、その他 2.512百万円であります。
- 6. 有価証券評価損の内訳は、株式1百万円、外国証券3,697百万円であります。
- 7. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は17百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は23,909百万円であります。
- 8. 金融派生商品費用には、評価損が12,536百万円含まれております。
- 9. 1株当たり当期純利益は、9.141円05銭であります。
- 10. 再保険収入には、1996年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額117,763百万円を含んでおります。

再保険料には、1996年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額73,211百万円を含んでおります。

- 11. 再保険収入には、修正共同保険式再保険に係る出再保険事業費受入89,098百万円及び再保険会社からの出再保険責任準備金調整額8.095百万円等を含んでおります。
- 12. 再保険料には、修正共同保険式再保険に係る再保険会社への出再保険責任準備金移転額等12,949百万円を含んでおります。

13. 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科	目	期末 残高 (百万円)
親会社	AXA S. A.	フランス共和 国	保険子会社 等の事業の	(被所有) 間接	グループ内投資	受取	3,096	外 証	国券	100,000
税云社	(アクサ・エス・ア パ	パリ市支配・管理	98.69	債券の購入	利息		未収	収益	507	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) AXA S.A.のグループ内投資債券の購入については、市場金利を勘案して決定しております。

(2) 兄弟会社

種類	会社等の名称	所在地	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科	目	期末 残高 (百万円)
親会社の 子 会 社	Holding, S. A. U. (ア クサ・メディタレニ マン・オールディン	スペイン 保険子会社	保険子会社	_	グループ内投資 債券の購入	受取利息	494	外証	国券	122,400
		マ・デ・マヨルカ	デ・ 寺の事業の文					未収	収益	460

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) AXA Mediterranean Holding, S. A. U. のグループ内投資債券の購入については、市場金利を勘案して決定しております。

14. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。